

神戸市告示第459号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第8条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月22日神戸市告示第537号において別途告示で定めることとしている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月17日

神戸市長 久元喜造

都道府県名	地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町